

北海道大学

授業料免除申請のしおり

(平成30年度版)

目 次

○授業料免除の概要・申請資格について	1
・ 本学の授業料免除について	
・ 授業料免除の申請について	
・ 授業料免除の申請資格	
・ 学力基準	
・ 留年者、修業年限超過者の申請について	
・ 日本学生支援機構が実施する給付型奨学金の予約採用者について	
○提出書類・申請書類の記入等について	3
・ 提出書類等について	
・ 授業料免除申請書の記入について	
・ 申請時の注意事項	
・ 東日本大震災及び熊本地震の被災学生の申請について	
・ 日本学生支援機構が実施する給付型奨学金の予約採用者の申請について	
○書類提出期限・判定結果・問い合わせ等について	9
・ 申請書類の提出期限	
・ 申請書類の提出窓口	
・ 判定結果が告知されるまでの注意事項	
・ 判定結果の告知・通知について	
・ 問い合わせ窓口	
○関係書類等一覧表	11

【申請書類】

- ・ 授業料免除申請書
- ・ 授業料免除申請書記入例
- ・ 付属書類提出一覧表
- ・ 様式1 年収見込証明書
- ・ 様式2 年金・恩給所得内訳書
- ・ 様式3 児童手当・児童扶養手当受給証明書
- ・ 様式4-1 長期療養に係る医療費控除金額内訳書
- ・ 様式4-2 長期療養に係る領収書等貼付用紙
- ・ 様式5 無職・無収入申立書
- ・ 様式6-1 家計支持者別居（単身赴任等）に係る経費控除金額内訳書
- ・ 様式6-2 家計支持者別居（単身赴任等）に係る領収書等貼付用紙
- ・ 様式7 退職金支給証明書
- ・ 様式8 生活状況申立書

【その他】

- ・ 授業料免除に関するQ & A

○授業料免除の概要・申請資格について

本学の授業料免除について

本学では、授業料免除の区分を全額免除，半額免除，1/4免除の3区分で実施しており，本学の授業料免除予算額の範囲内で免除者を決定します。

免除の対象者は，本学が定める学力基準及び家計基準（家計困窮度）の双方を満たした者であり，このうち，家計困窮度の高い者から順に全額免除（最低100名），半額免除，1/4免除と決定されます。

そのため，授業料免除予算額及び申請者数により免除者数は毎年度，増減します。また，上記基準に満たないため不許可になる場合もありますので，ご注意ください。

授業料免除の申請について

授業料免除申請は各期（前期・後期）で申請が必要です。ただし，1年間を通して家族状況，修学状況及び家計状況等に変更がないと見込まれる場合は，前期申請時にのみ前後期一括申請ができます。前後期一括申請をした場合には後期の申請を省略することができますが，後期に家族状況，修学状況及び家計状況等に変更がある場合には再度申請が必要です。（前後期一括申請の詳細については3ページ目「授業料免除申請書の記入について」をご覧ください。）

なお，前期，後期，前後期一括申請のいずれを選択した場合でも，来年度に授業料免除を希望する場合には再度申請が必要です，ご注意ください。

授業料免除の申請資格

申請する学期において全期間在学している者で（申請する学期の途中で休学，退学及び修了を予定している者は申請できません），次のいずれかに該当する場合は，

- (1) 経済的理由によって授業料の納入が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合
- (2) 各期（前期又は後期）の開始前6ヶ月以内（新入学生については，入学前1年以内）において，学資負担者が死亡し，または学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合で，授業料の納入が著しく困難であると認められる場合
※【東日本大震災】及び【熊本地震】については，地震発生後1年を経過していますが，特例として本項目に該当しますので被災者の方は対象となります。ただし，被災したことを証明する書類（被災又は罹災証明書）の提出が必要です。
- (3) (2) に準ずる場合であって総長が相当と認める事由がある場合で，授業料の納入が著しく困難であると認められる場合

学力基準

以下の学力基準を満たした者を学業優秀と認めます。なお，母子家庭等の特別な理由があり家計困窮度が非常に高い場合については，学力基準を若干緩和することがあります。

※学力基準外の者が申請しても不許可となりますので，注意してください。

※上記の「授業料免除の申請資格」の(2)・(3)に該当する場合には学力基準は適用されず，家計基準のみの審査となります。

【学部学生】

- (1) 学部等で定める標準修得単位数以上を修得した者で、免除申請時において通算GPAが2.0(2.7※1)以上の者

なお、申請書類の提出後に教務システムから授業料免除システムへ成績データを取り込みます。通算GPAが2.0(2.7※1)未満でも成績データ取り込み後に2.0(2.7※1)以上超える見込みがある場合は学力基準を満たしているとみなすものとします。

- (2) 第1年次に入学した者（編入学者等途中年次に入学した者を含む）は、入学時（※2）における学業成績については（1）の学力基準を満たしているものとします。ただし、次学期（4月入学者であれば後期，10月入学者であれば次年度の前期）以降については，（1）の学力基準が適用されます。

【大学院生】

①修士課程及び専門職学位課程

- (1) 研究科（学院）等で定める標準修得単位数以上を修得した者で、免除申請時までの修得科目の学業成績の評定平均値が2.0（※3）以上の者
- (2) 第1年次に入学した者は、入学時（※2）における学業成績については（1）の学力基準を満たしているものとします。ただし、次学期（4月入学者であれば後期，10月入学者であれば次年度の前期）以降については，（1）の学力基準が適用されます。

②博士課程

- (1) 研究科（学院）等において、優秀と認められた者
- (2) 第1年次に入学した者は、入学時（※2）における学業成績については（1）の学力基準を満たしているものとします。ただし、次学期（4月入学者であれば後期，10月入学者であれば次年度の前期）以降については，（1）の学力基準が適用されます。

※1 平成27年度入学者から適用

※2 4月入学者であれば前期，10月入学者であれば後期

※3 修得科目の秀：4，優：3，良：2，可：1とした総和を，修得した科目数で除した値

留年者、修業年限超過者の申請について

留年、修業年限超過が1年を超えない場合は申請を認めています（免除対象者となる），前年度に引き続き留年した者、修業年限超過が1年を超える者はいかなる理由があっても免除対象者となりませんので、注意してください。

なお、授業料免除の取扱いでは休学期間は修業期間に含ましますので、注意してください。（休学期間が累計で2年の者は、最終学年時に修業年限超過2年となります。）

※上記の「授業料免除の申請資格」の（2）・（3）に該当する場合には、前年度に引き続き留年した者、修業年限超過が1年を超える者であっても免除対象者となりますので、申請することができます。

日本学生支援機構が実施する給付型奨学金の予約採用者について

日本学生支援機構が実施する、給付型奨学金の予約採用者については、入学初年度の授業料を全額免除とします。また、2年次以降の取扱いについては、前年度に実施する給付型奨学金の適格認定において継続となった者については授業料を全額免除とします。授業料の免除を希望する者は授業料免除の申請が必要となります。

○提出書類・申請書類の記入等について

提出書類等について

提出書類を必ず事前に確認の上、不備のないように申請してください。

本学所定の様式（申請書、付属書類一覧表、様式1～様式8）以外については、住民票・戸籍謄本、所得（課税・非課税）証明書を除き、写し（コピー）で構いません。

(1) 必ず提出する書類（※④・⑤は該当するいずれかを提出）

①平成30年度授業料免除申請書

②付属書類提出一覧表

③平成29年分所得証明書又は課税・非課税証明書（市役所等で発行されます）

※市区町村民税の「所得割額」が記載されているものを必ず提出してください。

・所得の有無にかかわらず、同一生計の家族全員分の証明書を提出してください。（未就学児童及び就学者を除く。）

・前期申請時には、まだ平成29年分の所得（課税・非課税）証明書が発行されませんので、平成28年分を提出してください。（所得（課税・非課税）証明書の証明内容にご注意ください。「平成29年度所得証明書」とあっても、証明内容は平成28年分の場合があります。）

④平成29年分源泉徴収票【給与所得者の場合】

※前年（平成29年）1月以降に就職、転職をしていて様式1「年収見込証明書」を提出する場合には不要です。

⑤平成29年分確定申告書【給与所得者以外（事業所得等）の場合】

（確定申告書は第一表（A表またはB表）の他、第二表も併せて提出）

※給与所得者についても確定申告をしている場合には確定申告書を提出してください。

※源泉徴収票又は確定申告書を提出する場合でも、所得（課税・非課税）証明書の提出は必要です。

※同一生計の家族で所得のある者又は平成30年度に就職等のため所得が見込まれる者については所得に関する書類が必要です。詳細は別添の関係資料一覧表をご覧ください。

(2) 家庭状況によって提出を要する書類

別添「関係書類等一覧表」を確認の上、該当する書類を提出してください。

授業料免除申請書の記入について

授業料免除申請書（以下、申請書）には、申請者の家族状況、家計状況（申請者本人を含む）等の詳細を記入するようになっていきます。別紙「北海道大学授業料免除申請書記入例」も参照の上、記入漏れがないように注意してください。

なお、申請書は前期については4月1日現在、後期については10月1日現在の状況を記入してください。窓口への申請書提出時点で家族状況等が未定の場合（兄弟の就学先が決定していない等）は、4月1日（又は10月1日）時点における予定で記入し、未定箇所については「予定」（北大入学予定等）と記入してください。また、状況が確認でき次第、提出窓口にお知らせください。

(1) 申請期区分について

申請期区分は「前期」・「後期」・「前後期一括」の3区分があります。申請する際、該当する申請期区分を必ず○で囲んでください。

・前期：前期分のみを申請する

・後期：後期分のみを申請する

・前後期一括：前期分と併せて後期分を申請する（前期にのみ選択可能）

※「前後期一括」申請は前期分と併せて後期分を申請し、後期分の申請書類の提出を省略するものです。後期も申請予定の者で家族状況、修学状況、家計状況等が前期申請時と変更がないと見込まれる場合は、前後期一括申請することができます。ただし、その場合でも、授業料免除の判定は各期で行いますので、申請者数の増加等に伴い、前期と後期の判定結果が異なることがあります。

◆次のいずれかに該当する場合は、「前後期一括」申請ができません。

- ・10月入学者（年度途中で在籍課程が変更する場合があるため）
- ・9月若しくは12月修了予定の場合（年度の途中で修了予定の者）
- ・年度内に休学、退学を予定している場合
- ・後期から給付の奨学金を受ける予定である場合（貸与の奨学金は該当しません）
- ・前年10月～3月に退職金、保険金等の臨時所得があった場合（臨時所得は申請時前6ヶ月間の所得のみ対象となりますので、後期申請時に当該金額は記入対象外になります）

※上記以外でも前期申請時と家族状況、修学状況、家計状況、通学状況等に変更が見込まれる場合には前後期一括申請はできません。

◆前期申請時に「前後期一括」申請を行った者が、次に該当する場合は、後期申請期間内に再申請をする必要があります。（※後期申請時のみ）

- ・前期申請時（4月1日）と後期申請時（10月1日）で家族状況・修学状況・家計状況等（申請者のアルバイト、給付の奨学金受給を含む）に変更が生じた場合
- ・再申請の際には、申請書右上の「変更」欄に○を付け、全ての書類を添付の上、再提出してください。なお、申請書2ページ目「家庭事情欄」には、前期申請時から家計状況等がどのように変更となったかを具体的に記入してください。
- ・添付書類については、変更に関わる箇所のみではなく、所得に関する証明等、すべての書類が必要です。

◆次のいずれかに該当する場合は、後期申請期間内に窓口申し出て所定の手続き（後期分授業料免除申請変更届）を行ってください。（※後期申請時のみ）

- ・前期申請時に「前後期一括」で申請したが、後期分を取り下げる場合
- ・前期申請時に「前後期一括」で申請したが、後期に休学、退学する場合
- ・前期申請時に「前期」で申請したが、家族状況、修学状況、家計状況に変更がないことから、後期申請時に「前後期一括」に変更する場合

◆前期のみの申請者が後期に申請をする場合には、後期に申請書又は後期分授業料免除申請変更届を提出する必要があります。後期に申請を予定している者は再度、申請区分の確認をしてください。

◆授業料免除の申請を行った後、休学、退学等により学籍が異動する場合には速やかに担当窓口申し出て、申請の取り下げを行ってください。

(2) 奨学金について

申請者本人の奨学金(貸与・給付)全ての奨学金名、月額及び年額を記入してください。ただし、貸与の奨学金については所得とはみなしません。

原則として前年度の奨学金を記入しますが、前年度に奨学金を受けていなかったが、申請年度に新たに奨学金の採用となっている場合には、1年間の奨学金見込額を記入してください。また、前年度に奨学金を受けていたが、今年度は奨学金を受けないことが明らかなる場合には、記入する必要はありません。

(3) 所得の記入方法について

原則として前年分の所得（給与所得・給与以外の所得）を申請書に記入します。ただし、前年1月以降に就職・転職をした場合は、現勤務先における年収が源泉徴収票及び確定申告書からは確認できませんので、年収見込証明書（様式1）を添付の上、年収見込額を記入します。

また、児童手当、児童扶養手当等については、申請時（前期は4月1日、後期は10月1日）において支給対象者がいる場合、平成30年度分の支給予定額を記入します。

※別添の関係書類等一覧を確認し、該当する事項がある場合には、その金額を記入してください。また、申請書記入例も参照の上、記入してください。

①給与所得の収入金額（税込）欄の記入について

- 源泉徴収票の「支払金額」欄の金額を千円単位（千円未満切捨）で記入します。
- 複数の給与所得（年金、児童手当、児童扶養手当、生活保護費、アルバイト等）がある場合は、申請書の該当する欄にそれぞれの金額を記入し、合計欄に合計金額を記入します。
- 申請者本人にアルバイトの実績がある場合には、申請者の「アルバイト」欄に年間金額を記入します。変更等が見込まれる場合は、1年間の見込額を記入します。（※アルバイトについても、できるだけ源泉徴収票又は確定申告書を添付してください。これらの書類がない場合には直近3ヶ月分程度の給与明細書を添付してください。）

【例1】所得が給与収入のみの場合

給与所得者の源泉徴収票の「支払金額」を千円単位で記入します。

※申請書の「給与所得の収入金額（税込）」の「給与・役員報酬」欄に6,202千円、「合計」欄にも同じ金額を記入します。

平成29年分 給与所得の源泉徴収票														
支払 を受け る者	住所又は居所 〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目	氏名		(受給者番号)		(フリガナ)		(役職名)						
		北大 太郎				ホクダイ タロウ								
種別	支払金額			給与所得除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額				
給与	6 202 440			4 420 000			1 103 701			235 700				
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額				
有 無 従有 従無	千円 円	特 定 人 従 人 内	老 人 人 従 人 内	そ の 他 人 従 人 内	特 別 人 内	そ の 他 人 内	千円 円	千円 円	千円 円	千円 円				
	2						673 701	50 000	0	0				
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額							円 国民年金保険料等の金額		円		配偶者の合計所得		千円 円	
											個人年金保険料の金額		千円 円	
											旧長期損害保険料の金額		千円 円	
未成年者	乙欄	本人が障害者 特別 その他	寡 一 般	婦 特 別	寡 夫	勤 労 学 生	死 亡 退 職	災 害 者	不 同 人	中途就・退職 就職 退職 年 月 日		受給者生年月日 明 大 昭 平 年 月 日		
支払者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称												
整理欄	①													

前年1月以降に就職・転職した場合には、現勤務先での1年間分の所得が確認できませんので、年収見込証明書（様式1）を使用して1年間分の所得を証明してください。

【例2】給与収入と年金収入がある場合

給与収入と年金収入がある場合には、申請書の該当欄に金額を記入します。

※給与収入6,202,440円、年金収入1,200,800円の場合、申請書の「給与・役員報酬」欄に6,202千円、「年金・恩給」欄に1,200千円と記入し、「合計」欄に7,402千円と記入します。

②「給与以外の所得金額(税込)」欄の記入について

○事業所得のみの場合

確定申告書「第一表及び第二表」を用意し、確定申告書の「所得金額」欄にある合計金額を記入する。

○給与所得と事業所得による複数の所得がある場合

確定申告書の「収入金額等」欄に記載された該当する収入額（給与・年金等）を申請書の「給与所得の収入金額(税込)」の該当欄に記入します。さらに、事業所得分について「所得金額」欄の該当する事業所得額を、申請書の「給与以外の所得金額」の該当欄に記入します。

【例3】確定申告書において、公的年金と営業所得(商業)、不動産所得(地代)がある場合
公的年金は「収入金額等」欄に記載されている金額を申請書の「給与所得の収入金額(税込)」に、営業所得、不動産所得は「所得金額」欄に記載されている金額を申請書の「給与以外の所得金額」欄に記入する。なお、申請の際には、確定申告書(第一表と第二表)を提出する。

平成 29 年分の所得税の確定申告書 B

住所 〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目		フリガナ ホクタ イ タロウ	第一表 この用紙は控用
氏名 北大 太郎		性別 男	
生年月日 3 32 . 12 . 10		職業 専業主婦	収入金額等 (単位:円)
電話番号 011-000-0000		所得主との続柄 本人	
事業等 ⑦	8000000	課税される所得金額 ①-②又は第三表 上の②に対する税額 又は第三表の②	税金 の 計 算
不動産 ⑧	6000000	配当控除 ②③	
公的年金等 ④	4500000	住宅ローン等特別控除 ②④	計 算 の そ の 他 の 控 除 額
総合課税 短期 ⑦		電子証明書等特別控除 ②⑤	
所得金額 事業等 ①	4500000	源泉徴収 申告額 ②-②-1 予当額 ②-1期分	申請書の「給与以外の所得金額」の該当する欄に、確定申告書の所得金額欄に記載された金額(売上から必要経費を差し引いた金額)を記入。 ここでは、申請書の「事業収入欄」と「利子・配当・家賃・地代」欄にそれぞれ記入
所得金額 不動産 ③	4800000	第3期分 の税額 (②-③)	
所得金額 配当 ⑤		配偶者の合計 専業主婦と(控除)額の合計額 ④③	申請書の「給与所得の収入金額(税込)」の「年金・恩給」欄に記入
所得金額 給与 ⑥		青色申告特別控除額 ④④	
所得金額 雑 ⑦	0	雑所得・一時所得の 源泉徴収税額の合計額 ④⑤	
所得金額 総合課税・一時 ⑧ ①+(③+④)×1/2			

(4) 特別控除について

該当する項目に必ず○を付け、証明書類を添付の上、必要事項を記入してください。

なお、過去の免除申請時に証明書類等を提出した場合でも、申請の度に証明書類等の提出が必要です。特に母子父子家庭に係る証明書（世帯全員分の住民票、なお世帯全員分の住民票の提出が困難な場合には戸籍謄本でも構いません）の提出漏れが目立ちますので注意してください。

(5) 家庭事情記入欄について

家計状況等を具体的に記入してください。なお、ローン等の自己都合によるものは、授業料免除の判定には特に考慮されませんので、注意してください。

(6) 申請者本人の異動履歴について

現在の課程において、留年、休学等の学籍の異動がある場合には、必ず詳細を記入してください。（学籍の異動がある場合のみ記入する。）

(7) 申請者（学生本人）及び連帯保証人署名について

申請者（学生本人）及び連帯保証人の自署により署名してください。なお、連帯保証人は原則として、授業料の連帯保証人と同一人物としてください。

また、後日、記入内容等について確認を行うことがありますので、電話番号は必ず連絡の取れる番号を記入してください。

申請時の注意事項

- (1) 授業料免除申請は学期単位（前期・後期）又は年度単位（前後期一括申請）です。来年度以降に免除申請をする場合には、新たに申請手続きが必要となります。
- (2) 申請書は本しおり、申請書記入例をよく読み、保護者・家族に家計状況等を十分確認の上、記入漏れ、誤記入及び不足書類がないように注意してください。また、本学所定の様式1～様式8を提出する場合は、注意書きをよく読み記入してください。
なお、申請書類を提出後、指定された期限までに不足書類を提出しなかった場合は書類不備として判定の対象から除外することがあります。
- (3) 申請書等の提出書類において記入内容が事実と異なることが判明した場合は、免除となった場合であっても、免除を取り消すことになるので注意してください。
- (4) 金額の単位を間違わないように注意してください(千円単位：千円未満切捨)。
- (5) 外国人留学生の申請については、用紙が別になりますので窓口申し出て受け取ってください。

東日本大震災及び熊本地震の被災学生の申請について

東日本大震災及び熊本地震の被災学生については、特例として授業料免除の申請資格(2)に該当しますが、申請の際には次のことに注意してください。

- (1) 申請書1ページ目の特別控除欄「6ヶ月以内に被災した世帯」に必ず○を付けてください。
(【東日本大震災】及び【熊本地震】については、発生後1年を経過していますが申請の対象となります。)

- (2) 被災したことを証明する書類（被災又は罹災証明書）の提出が必要です。
※被災又は罹災証明書の他、「必ず提出する書類」及び「家庭状況によって提出を要する書類」（しおり3ページ目）も必要です。
- (3) 被災額が証明できる書類（損壊した自宅の修繕の見積書、請求書等）がある場合には、その写し（コピー）を提出してください。
- (4) 申請書2ページ目の「家庭事情記入欄」に被災状況及び現在の状況を詳細に記入してください。

日本学生支援機構が実施する給付型奨学金の予約採用者の申請について

日本学生支援機構が実施する給付型奨学金の予約採用者は、申請の際には次のことに注意してください。

- (1) 「授業料免除申請書」を必ず提出してください。
- (2) 授業料免除申請書1ページ目の申請者欄「日本学生支援機構奨学金」の「給付」に必ず○を付けてください。
- (3) 給付型奨学金の予約採用者であることの証明として、日本学生支援機構が交付した「大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」の表面のコピーを提出してください。（新入生のみ）

原本は奨学金の手続に必要となりますので、手元に保管しておいてください。

※ 他の書類について、原則として提出は必要ありませんが、場合により提出を求める場合があります。

○書類提出期限・判定結果・問い合わせ等について

申請書類の提出期限

学期	課程	学年	提出期限
前期	学部	新入生（平成30年度入学者）※	平成30年4月5日(木)
		上記以外（平成30年度編入学者を含む）	平成30年3月30日(金)
	大学院	平成30年3月30日(金)	
後期	学部		平成30年9月28日(金)
	大学院		

※平成30年度一般入試（総合入試，学部別入試）・AO入試・帰国子女入試・国際総合入試により入学する新1年次生

【注意事項】

- ①前期については2月上旬，後期については8月上旬に実施案内を掲示します，
- ②上記提出期限内に必ず提出してください。いかなる理由があっても，上記期限を過ぎての申請書の提出は受け付けません。なお，期限内に証明書類等が準備できない場合には事前にご相談ください。
- ③郵送による申請は誤配・遅配及び未着・紛失等のおそれがあるため，特別の事情（海外留学中，災害により期限内に窓口に来ることができない等）を除き，受け付けておりません。特別な事情がある場合には事前にご相談ください。

申請書類の提出窓口

学期	課程	学年	提出窓口
前期	学部	新入生（平成30年度入学者）※	高等教育推進機構④番窓口
		1年次生（平成29年度現在）	
		水産学部2年次生（平成29年度現在）	
		上記以外（平成30年度編入学者を含む）	
	大学院	所属研究科等の担当窓口	
後期	学部	新入生（平成30年度入学者）※	高等教育推進機構④番窓口
		水産学部2年次生（平成30年度現在）	
		上記以外（平成30年度編入学者を含む）	
	大学院	所属研究科等の担当窓口	

※平成30年度一般入試（総合入試，学部別入試）・AO入試・帰国子女入試・国際総合入試により入学する新1年次生

【注意事項】

上記窓口に提出が難しい場合には事前にご相談ください。

判定結果が告知されるまでの注意事項

- (1) 判定結果が告知（決定）されるまで，当該学期の授業料の納入が猶予されますので授

業料を納入しないように注意してください。口座振替の手続きをしている者は、判定結果が出るまで引き落としはされません。

- (2) 授業料免除申請をした後、学籍に異動が生じる場合(休学、退学、修了等)は、速やかに高等教育推進機構④窓口又は所属学部・研究科(学院)等の窓口に申し出て、申請の取り下げを行ってください。
- (3) 申請受付後でも、書類の不備や確認が必要な事項がある場合は、追加書類の提出を求めたり、事実確認をすることがあります。学生支援課奨学支援担当(011-706-7530・7531・5281)から連絡があった際には、速やかに対応してください。

判定結果の告知・通知について

- ・判定結果に係る告知については、掲示により行います。
(前期：7月上旬予定、後期：12月上旬予定)
- ・掲示場所：高等教育推進機構掲示板③及び各学部・研究科(学院)等の掲示板
- ・判定結果に係る掲示後、決定通知を次の窓口で受け取ってください。

課程	学年	受取窓口
学 部	新入生(平成30年度入学者)※	高等教育推進機構④番窓口
	水産学部2年生(平成30年度現在)	
	上記以外(平成30年度編入学者を含む)	所属学部の担当窓口
大学院		所属研究科等の担当窓口

※平成30年度一般入試(総合入試、学部別入試)・AO入試・帰国子女入試・国際総合入試により入学する新1年次生

【注意事項】

- ①判定結果の告知がありましたら、速やかに通知を受け取ってください。
- ②判定結果が不許可、半額免除若しくは1/4免除の場合は、おって本学財務部経理課から授業料納入の案内を送付しますので、案内に基づき授業料を納入してください。
※授業料納入の案内は授業料免除の決定通知ではありません。決定通知については、申請者(学生)本人が所定の窓口で受け取ってください。
- ③上記窓口で受け取ることが難しい場合には事前にご相談ください。

問い合わせ窓口

○授業料免除について

北海道大学学務部学生支援課奨学支援担当

TEL (011)706-7530, 5281 (直通) [高等教育推進機構④番窓口]

○授業料の納入方法等について

北海道大学財務部経理課収入担当

TEL (011)706-2048 (直通)

関係書類等一覧表

住民票（場合により戸籍謄本）、所得（課税・非課税）証明書については原本を提出してください。それ以外の関係書類については写し（コピー）で構いません。

区 分	関係書類等	発行場所等
<p>・就職、転職</p> <p>① 前年（平成29年）1月以降に就職、転職した者がいる場合</p> <p>②平成30年4月以降に就職する者がいる場合</p> <p>※同一生計の兄弟で所得があるもの又は平成30年度に所得が見込まれるものについては所得に関する書類が必要です。</p>	<p>①・②ともに様式1「年収見込証明書」。ただし、年収見込証明書の提出が困難な場合には直近の3ヶ月程度の給与明細書</p> <p>②の場合で年収見込証明書の提出が困難な場合で、まだ給与が支払われていない場合には、採用条件（月収）が記載された書類</p> <p>※<u>現在の職場から発行された1年間分の収入が記載された源泉徴収票を提出できない場合には、上記書類の提出が必要です。</u></p> <p>※①については、場合により平成29年分の源泉徴収票を求めることがあります。</p>	<p>・勤務先</p>
<p>・年金・恩給受給者</p> <p>※同一生計内に祖父母がいる場合は必ず確認すること</p>	<p>様式2「年金・恩給所得内訳書」に年金の源泉徴収票、年金額決定通知又は支払窓口（日本年金機構等）発行のハガキを添付（年金額が確認できる書類を添付する）</p> <p>※非課税の年金（障害年金、遺族年金等）についても対象となるので、必ず申請書に記入の上、上記書類を添付してください。</p>	<p>・日本年金機構</p> <p>・都道府県保険課</p> <p>・市区町村等</p>
<p>・児童手当・児童扶養手当を受けている場合</p>	<p>様式3「児童手当・児童扶養手当受給証明書」に受給されている通知書（受給期間及び受給金額がわかる）のコピーを添付</p>	<p>・市区町村</p>
<p>・長期療養者</p> <p>（申請時において6か月以上の期間療養中又は療養を認められる者）</p> <p>※領収書等がないものは認定されません</p>	<p>様式4-1「長期療養に係る医療費控除金額内訳書」、医師の診断書、様式4-2「長期療養に係る領収書等貼付用紙」（医療費の領収書、健康保険による医療給付（還付）の支払明細書等を貼付け）</p> <p>※<u>老人ホームの入所費、介護サービスの利用負担額、保険外診療の特別室料・文書料等については対象外です。</u></p> <p>※生命保険で支払われた保険金、損害賠償等で補填された金額については、証明書等を添付の上、申請書1ページ目の一時所得（給与以外の所得金額）に記入してください。</p>	<p>・医師（病院）</p> <p>・薬局</p> <p>・市区町村等</p>

区 分	関係書類等	発行場所等
<ul style="list-style-type: none"> ・無職、無収入の者 就学者を除く18歳以上の者が無職又は無収入の場合 	別紙様式5「無職・無収入申立書」 ※専業主婦についても提出が必要です。 ※無職であっても、年金等により一定の所得がある場合は提出の必要はありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・該当者の申し立て
<ul style="list-style-type: none"> ・失業している者 	雇用保険受給資格者証、場合により平成29年分源泉徴収票	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク
<ul style="list-style-type: none"> ・家計支持者が無職・無収入な世帯 ・世帯全体の総所得額が200万円以下の世帯 	様式8「生活状況申立書」、場合によっては家賃等の領収書を添付 ※家計支持者が無職又は無収入の場合は様式5「無職・無収入申立書」も併せて提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・家計支持者の申立
<ul style="list-style-type: none"> ・家計支持者が単身赴任等のため別居している世帯 ※住居費・光熱水費のみ対象 ※領収書等がないものは認定されません	様式6-1「家計支持者別居（単身赴任等）に係る経費控除金額内訳書」、様式6-2「家計支持者別居（単身赴任等）に係る領収書等貼付用紙」（領収書、預金通帳等を貼付け）	<ul style="list-style-type: none"> ・家計支持者が証明
<ul style="list-style-type: none"> ・退職者 ・臨時所得があった場合 ※申請時前6ヶ月前まで（前期は前年10月～3月、後期は今年4月～9月）の間に、退職者及び臨時的所得の支給があった場合	①退職の場合 様式7「退職金支給証明書」 ※退職金の有無を確認するため、支払われていない場合も提出してください。 ②臨時的所得の場合 保険金、退職一時金、資産の譲渡金、山林所得等の支払証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務していた会社 ・保険会社等
<ul style="list-style-type: none"> ・母子父子世帯 ・生活保護世帯 	○母子父子世帯 ・世帯全員分の住民票（世帯全員分の住民票の提出が困難な場合には戸籍謄本でも構いません） ・申請時において児童扶養手当の給付を受けている場合は児童扶養手当通知書 ○生活保護世帯 ・保護決定通知書（受給額が確認できる書類） ※母子父子世帯、生活保護世帯のいずれにも該当する場合には上記の該当する全ての書類が必要です。 ※過去の免除申請時に証明書類等を提出した場合でも、申請の度に提出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村 ・社会福祉事務所等 ・都道府県
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者、知的障害者 	障害者手帳の氏名、障害等が確認できるページのコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村等

区 分	関係書類等	発行場所等
<ul style="list-style-type: none"> • 家計支持者死亡 • 風水害等の災害 	<p>○死亡 死亡証明書等（死亡の事実がわかる書類）、退職金・死亡保険金の所得証明書等</p> <p>○災害 被災（罹災）証明書、被災金額を証明できる書類、保険金・損害賠償等で補填された金額の証明書</p> <p>※被災金額を証明できる書類がない場合には被災（罹災）証明書のみ出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市区町村 • 消防署 • 警察署 • 勤務していた会社 • 保険会社等
<ul style="list-style-type: none"> • 独立生計者 <p>本人の所得証明書又は課税・非課税証明書が発行され、所得税法上父母等の扶養親族ではなく、生活に必要な収入があり別居独立生計をしていることが確認できる者（既婚者・親と絶縁・元社会人・父母の経済状態が悪く独立生計として申請せざるを得ない者のほか特別の事情がある者）。なお、<u>家業の従業員（専従者）となっている場合は原則として認めません。</u></p>	<p>○申請者本人に関する書類 所得証明書又は課税・非課税証明書、確定申告書又は源泉徴収票、国民健康保険等の保険証の写し、世帯全員分の住民票、様式8「生活状況申立書」</p> <p>※国民健康保険への切り替えを申請中の者は、切り替え申請中であることが確認できる書類を提出してください。</p> <p>※住民票の転出・転入手続きをしておらず、住民票上では父母等と同一世帯になっている者については、世帯全員分の住民票に加えて、申請者の現住所が確認できる種類（公共料金等の領収書のコピー等）を提出してください。</p> <p>○父母に関する書類（既婚者を除く） 所得証明書（市区町村民税の記載がなくても構いません。）</p> <p>○既婚者（配偶者）に関する書類 所得証明書又は課税・非課税証明書、児童手当等(該当者のみ)</p> <p>※独立生計者として申請する詳細な理由を申請書2枚目「家庭事情欄」に必ず記入してください。</p> <p>※<u>上記書類の提出がない場合は独立生計者と認定されませんので注意してください。</u></p> <p><u>※所得証明書又は課税・非課税証明書は、市区町村民税の「所得割額」が記載されたものを必ず提出してください。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市区町村 • 税務署

区 分	関係書類等	発行場所等
<ul style="list-style-type: none"> 日本学術振興会特別研究員 	<p>平成30年度採用者で源泉徴収票がまだ発行されていない場合には、採用通知又は特別研究員審査結果通知書を提出。</p> <p>※上記書類の提出が困難な場合には日本学術振興会の電子申請システムの審査結果詳細画面を印刷し、氏名、学生番号を記入の上、提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本学術振興会等
<ul style="list-style-type: none"> 補助金等を受けている場合で、確定申告書に記載されていない場合 	<p>補助金等に関する通知書（補助金等の金額がわかる）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国 都道府県 市区町村
<ul style="list-style-type: none"> 日本学生支援機構が実施する給付型奨学金の予約採用者（新入生のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> 採用候補者決定通知のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> 日本学生支援機構